

道路運送法第 9 条第 4 項，及び同法施行規則第 9 条
第 2 項に掲げる協議が調っていることの証明書

平成 27 年 2 月 20 日開催の富里市地域公共交通会議において，
下記事項に関し，協議が調ったことを証明する。

1 協議が調っている路線又は営業区域

路線：富里バスターミナル線及び酒々井駅線

2 協議が調っている運行系統又は運送の区間

定時定路線運行とし，運行系統は以下のとおりとする。

(詳細は別紙 1，2 のとおり)

(1) 富里バスターミナル線 (別紙 1)

市役所と富里バスターミナル間の往復運行

(2) 酒々井駅線 (別紙 2)

市役所と JR・京成酒々井駅間の往復運行

3 協議が調っている運賃 (料金) の種類，額及び適用方法

(1) 普通乗車券

1 乗車あたりの運賃は下記のとおりとする。

ただし，JR 酒々井駅及び京成酒々井駅間のみの運賃設定
は行わない。

分類	市内	市外 (JR・京成酒々井駅 利用者)
大人	300 円	400 円
小学生	100 円	200 円
後期高齢者医療被保険者証所持者	150 円	200 円
身体障害者手帳，療育手帳又は 精神障害者保健福祉手帳所持 者，小学生未満	無料	

※高齢者，障がい者等で介助を必要とする方の介助者の運賃は上記
分類による。

※小学生未満は保護者と同乗する場合のみ，利用可能とする。

※割引制度として回数券を発行する。

(2) 回数券

回数券は11枚つづりで下記のとおりとする。

分類	市内	市外 (JR・京成酒々井駅 利用者)
大人	3,000円	4,000円
小学生	1,000円	2,000円
後期高齢者医療被保険者証所 持者	1,500円	2,000円

4 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

適用期間	<u>平成27年4月1日から</u>
運行日	土日祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く平日のみ運行
運行時間	午前6時台から午後3時台まで
運行便数	<u>1日 9便(富里バスターミナル線)</u> 1日10便(酒々井駅線)
使用車両	富里市が所有するバス車両(乗車定員11人以上29人以下の小型自動車)2台
運行主体	千葉交通株式会社
その他	1. 酒々井駅線においてJR酒々井駅と京成酒々井駅間のみの利用はできないものとする 2. 市が占用許可を受けた停留所の使用については運行受託者である千葉交通株式会社に使用を認める。

平成27年2月20日
富里市地域公共交通会議
会長 石橋 規



